

令和2年5月7日	
所 属	尼崎市 災害対策課
所属長	馬淵 勉
電 話	06-6489-6165

令和2年4月16日

尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部

(令和2年5月7日改定)

## 新型コロナウイルス感染症に係る尼崎市の対処方針

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、4月7日から5月6日までの間、政府により発令された緊急事態宣言は、5月31日まで延長されました。

尼崎市においても、兵庫県が実施する緊急事態措置に適切に対処するとともに、宣言下における市民、事業者からの多様なニーズを適宜適切に捉え、市民生活を支えるための支援事業に取り組んでまいります。

また、今後も感染予防対策、積極的疫学調査等に全力で対応するとともに、正確な情報発信に取り組んでまいります。

### 1 皆さまへの要請事項

#### (1) 市民の皆さまへの外出自粛要請等

人と人との接触機会を低減し感染拡大を防ぐとともに、市民生活や秩序の安定を保つため、市民の皆さまへ以下の内容へのご協力をお願いします。

ア 生活の維持に必要な場合を除き、みだりに家から外出しないこと

イ 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動をしないこと

ウ 「3つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）のうち、一つでも該当することが懸念される場所へは立ち寄らないこと。

エ 食料、医薬品、生活必需品等の無用な買いだめ、買占めを行わず、冷静な行動を心掛けること

オ これらの取り組みに加え、「3つの密」を徹底的に避ける、手洗いや人と人との距離の確保など基本的な感染対策を続ける、テレワーク、時差出勤、テレビ会議などにより接触機会を削減するなど、専門家会議が求める「新しい生活様式」の定着につとめること

(2) 事業者の皆さまへの休業要請等

兵庫県の緊急事態措置が5月31日まで延長されましたことから、以下の内容について、引き続きご協力をお願いします。

ア 遊興施設、運動施設、遊戯施設、劇場等、集会・展示施設、商業施設、学習塾等の対象施設については休業とすること（100㎡以下の商業施設、学習塾等については、この限りではない。）

イ 事業継続を要請する施設については、スーパー、商店街等での混雑時の適切な入場制限など、「密」を避ける感染防止対策を講じること

ウ 一定規模の施設管理者またはイベント主催者は、催物の開催や施設の使用（共用部分）を停止すること

2 市の取り組み

(1) 保健・医療体制の充実強化

ア 「新型コロナウイルス感染症対策室」を設置しました。積極的疫学調査ならびに正確な情報発信に取り組みます。

イ 尼崎市医師会の協力を得て「帰国者・接触者外来」を増強しました。尼崎市衛生研究所で行うPCR検査の更なる体制強化と民間検査の活用を進めます。

ウ 兵庫県による病床確保の取り組みに積極的に協力していきます。

(2) 総合的サポート体制の構築

「新型コロナウイルス総合サポートセンター」に設けた各種窓口において、市民や事業者に寄り添った相談業務を行うとともに、必要とされる支援策へ迅速確実に繋げるためのきめ細やかなサポートを実施します。

ア 市民向け相談サポート窓口

イ 事業所向け臨時相談窓口

ウ 特別定額給付金相談窓口（5月11日開設予定）

(3) 市民生活を支援する取り組み

ア 住宅困窮者への緊急的な市営住宅の提供

休業要請に伴いインターネットカフェを利用することができなくなった方、離職や減収等により住宅に困窮している方に対し、市営住宅を提供し、生活の場を確保しています。

イ 水道基本料金・下水道基本使用料の減免

水道基本料金及び下水道基本使用料を6ヵ月間（7月検針分から12月検針分ま

で) 全額減免とします。

ウ 特別定額給付金の早期支給

国が実施する「特別定額給付金」の支給を迅速かつ円滑に行うための体制を整備。  
一日も早い支給に努めます。

(4) 地域経済を支援する取り組み

ア 「緊急つなぎ資金」貸付事業

事業の継続を支援するため、売上減少等に直面する個人事業主や小規模事業者に  
対し、店舗等の賃料を対象とした貸付事業を市が直接行っています。

イ 休業要請事業者経営継続支援事業

国の持続化給付金に加えて、休業要請に応じて売上が一定以上減少している中小  
法人や個人事業主に対し、兵庫県と協調して経営継続支援金を支給します。

ウ 事業を継続している飲食店等への支援

あまっ子お弁当クーポン事業での支援とともに、テイクアウトやデリバリー、クラ  
ウドファンディングの仕組みなどを使った支援策を行います。

(5) 高齢者施設・障害者施設等

ア 老人福祉センター、老人福祉工場、身体障害者福祉センター、身体障害者福祉会館  
は、当面の間、閉館又は一部休業とします。

イ 市立たじかの園、あこや学園は、5月31日までの間、臨時休業とします。

ウ フレイル予防のため、希望される高齢者に100歳体操などを収録したDVDを送付  
します。

(6) 保育施設等、子育て支援

ア 市立保育所、私立保育園、認定こども園、小規模保育事業所並びに児童ホームでは、  
真に保育を必要とする家庭からの申請によるものに限り受け入れ、可能な限り、家庭  
での保育を要請します。

イ 子どもの昼食支援

○「あまっ子応援弁当緊急事業」として、ケースワーカーが無料の昼食券を直接配付  
することにより、ネグレクトや生活困窮等により昼食を摂ることができない要支  
援児童の現状把握を行います。

○上記事業を拡充し、「あまっ子お弁当クーポン事業」として、尼崎市立小・中学校  
に在籍する要保護および準要保護の児童生徒に市内事業所で利用できるお弁当ク  
ーポン券(4000円分)を交付します。

○「子ども食堂」に補助を行い、無料で児童に昼食弁当を提供します。

○フードバンクや市内企業から提供を受けた食品を昼食を十分に摂ることが困難な児童へ提供します。

ウ 家庭・子育て相談事業

学校休業措置等を背景に不安やストレスを抱える保護者の負担を軽減するため、こどもの育ち支援センター「いくしあ」の電話相談窓口で、専門職（公認心理師、社会福祉士等）による相談業務を行っています。

エ 乳幼児健康診査事業の中止に伴い、乳幼児相談を開始し子どもの発達や育児についての個別支援を行っています。

(7) 学校等、学習支援

ア 市立幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校については、5月31日までの間臨時休業期間を延長します。

イ 新学年の学習内容の指導を開始

学校再開時期が不透明であることを前提に新学年の学習内容についての指導を5月から開始します。指導については学校ごとに教科書の内容に沿った学習プリント等を作成し、児童生徒が自宅学習する形で実施します。

ウ I C Tを活用した教材や動画の提供

I C Tを活用し、学校ごとに作成した教材や動画などを自宅等から閲覧、ダウンロードできるような仕組みを整えます。

エ 民間のオンライン学習支援システムの導入

市立高等学校・中学校において生徒が自宅等で動画教材やドリルなどを活用することができる民間のオンライン学習支援システムを導入します。

オ インターネット利用が困難な児童生徒への支援の実施

自宅等においてインターネットの利用が困難な児童生徒については、十分な感染予防対策を講じた上で、学校等のI C T機器を利用できるよう環境を整えます。

(8) 公園・公共施設等

ア 図書館（中央・北）、図書室（生涯学習プラザ・ユース交流センターアマブラリ）については、6月1日までの間、全面休館とします。

イ 生涯学習プラザ、地域総合センター、女性センター・トレピエ、あまがさき・ひと咲きプラザ等の公共施設における貸室、ロビースペース等については、5月31日までの間、使用禁止とし、これら施設における講座、各種の事業等については、原則7月31日までの間、中止とします。（開催の必要があると判断するものについては、感染予防措置の徹底、「3つの密」の回避などの対策を講じて実施します。）

ウ 本市の青少年施設については5月31日までの間、市内の社会体育施設については当面の間、利用を停止します。

エ 公園に併設されている駐車場、公園内のスポーツ施設等については、当面の間、利用を停止します。

(9) イベント・集会等

市が主催するイベント・集会等については、原則7月31日までの間、中止とします。  
(開催の必要があると判断するものについては、感染予防措置の徹底、「3つの密」の回避などの対策を講じて実施します。) また、屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、集会等の開催については、5月31日までの間、自粛を要請します。

(10) 広報・啓発活動

ア 市公式ホームページによる情報発信と、市公式SNS、尼崎市防災ネットによる情報拡散

イ 公共施設、コミュニティ掲示板、郵便局、コンビニエンスストア、バスの中吊り広告等へ緊急事態宣言ポスターを掲示

ウ FMあまがさきによる外国語放送での注意喚起

エ 防災行政無線（屋外拡声器・戸別受信機）を活用した外出自粛要請等の呼びかけ

オ 市公用車、消防車（消防団車両を含む）、塵芥収集車等による市内巡回広報

カ 兵庫県警察と連携した街頭パトロールによる外出自粛等の呼びかけ

(11) 感染拡大防止への取り組みに対する市民等からの寄付等の受付

ア 「つなごう“善意のマスク”プロジェクト」として、市内各所に「マスクポスト」を設置し、ご寄付いただいたマスクを特に必要とされる団体等へ配布しています。

イ 兵庫県と県下市町の協働により「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」が創設され、医療従事者に対する勤務環境改善等の支援事業が実施されていることに加え、市としても独自に感染拡大防止への取り組みに対する市民等からの寄付の申し出に対応するため、ふるさと納税の仕組みを活用するなどの方法を検討します。

3 庁内の対応等

(1) 手洗い、咳エチケット等の基本的感染予防対策、検温等による体調管理の徹底

(2) 在宅勤務、時差出勤による感染リスクの軽減

(3) ソーシャルディスタンスを確保するための取り組みの徹底

以上